

## 平成20年第3回定例会中の堀井 勝議員の発言について

平成20年第3回定例会 第1日(9月16日)

議案第23号「枚方市路上喫煙の制限に関する条例の制定について」……………1

この条例の全文は枚方市ホームページに掲載されております。

1. 枚方市ホームページ <http://city.hirakata.osaka.jp>

2. 市政ニュース **10月から、公共の場所での歩きたばこはできません！【路上喫煙の制限に関する条例の施行】(10月1日公開)** をクリックして下さい。

### 第3回定例会

議案第23号「枚方市路上喫煙の制限に関する条例の制定について」

堀井 勝議員 今日的な社会状況を考えますと、この種の問題をここで語るのは情けない思いですが、しかし、条例で出されているわけですから、質問をさせていただきます。

まず、最初にこのたび、制定しようとされている、この条例の内容について、いつごろから検討をされてきたのかということをお尋ねします。

2点目は、市民への周知はいつごろから、どのような方法でやってこられたのか、楠葉とか枚方、また、この緑道については、いろいろキャンペーンをなされたというようなことも報告に上がっておりますけれども、全市的なキャンペーンは、あったのかどうかということでございます。

それから、路上喫煙の制限に対する市民の反応はどうであったか、それをどのように集計されたのかということをお尋ねします。

それから、この条例には条例違反の罰則がないわけですが、その考え方について、お尋ねをいたします。

伊丹 均環境保全部長 堀井議員の御質問にお答えいたします。議員、御質問の取り組み次期でございますが、歩きたばこにつきましての条例化の検討は、平成19年度から行っております。

次に、市民への周知につきましては、平成19年10月に市民アンケートにおいて、制度内容を周知をさせていただきました。また、平成20年2月から枚方市駅前、樟葉駅前、長尾駅前におきまして、歩行喫煙自粛キャンペーンを行ってまいりました。次は、市民の対応でございますが、平成19年10月と平成20年6月に市民アンケートを実施をさせていただきました。アンケートの結果は、市民の意向を十分に取り入れることにつきましては、施策の方向性を示した上で、2回のアンケートを実施し、おおむね8割賛成を得た内容を基本に、条例案を作成をしております。このアンケートについてでございますが、1回目は市の全域で歩きたばこを禁止すること。区域を限定して喫煙を禁止することにつきまして、全般的な市民の御意見を把握するため、第2回目につきましては、喫煙禁止区域を、枚方市駅周辺

と樟葉駅周辺を指定することや、喫煙場所が必要かどうかなど、喫煙制限区域の内容を重点的に、市民の意見を伺っております。今回、条例には罰則を規定はしてありませんが、その理由につきましては、喫煙が犯罪ではなく、喫煙マナーによるものというふうに考えておりますので、こういった罰則については規定していません。以上でございます。

堀井 勝議員 今、お答えをいただいたんですが、この問題を考えられてきたのが、平成19年度からで、まだ1年もたっていない、そういう意味では後ほどまた述べますが、ちょっと早急ではないかという思いがします。この条例を今日可決をしますと、10月1日から施行されるということになるわけですが、もしこれを無視される市民の方々や、他市から枚方市を訪問される方々に、どう対応されるのかということをお尋ねしたい。私の知る範囲では、パチンコ遊技場の建築制限に関する条例というのが、環境問題であります。しかし、この条例を無視されて、パチンコ屋が建っているところがあるのではないかというように思うわけです。このように無視してもいけるということであれば、なぜ無視されるような条例を制定するのかというように思うわけです。

それから、2点目は、これが施行後に、正義感の強い方がおられて、「吸うたらあかんぞ」というようなことからトラブルが発生した場合に、このトラブルを、どのように処理されようとしているのかということをお尋ねいたします。

それから、直接、この条例とは関係ないといえないわけですが、あるといえばあるたばこ税は、平成17年が25億円強ということであったようではありますが、平成19年には19億円強と、こういうことで、わずか2年間で6億円減収しているわけです。そこでお尋ねいたしますが、この条例施行後に、たばこ税は、先ほど「減らん」と、述べられたと思うんですが、私自身が、先日来タバコをやめておりますから、多分減るのではないかなというように思うわけです。先ほど、永田会計管理者から、大変厳しい財政運営であるので、「この税収を何とか確保したい」というようなことを言われました。この点の考え方をもう1度、お尋ねをいたしたい。

伊丹 均環境保全部長 堀井議員の2回目の御質問にお答えいたします。本条例を施行後、条例を無視される市民につきまして、粘り強く説得指導をするといったことで、対応させていただきたいと思っております。あわせて枚方市を訪問される方々につきましては、路上喫煙禁止区域であることがわかるように、路上表示をしてまいりたいというふうに思っております。あわせて同様に粘り強く、説得をさせていただくということをお願いいたします。

それから、トラブルが発生した場合につきましては、路上喫煙の制限に関する本条例に基づきます、指導マニュアルを作成をしておりますので、そのマニュアルに沿って指導をさせていただきたいと思っております。

最後に、この条例によるたばこ税への影響でございますが、本条例は、先ほども申し上げましたように、喫煙を全面禁止するものではございませんので、区域や、歩きながらなど、限定的なものでございますので、税収に大きな影響はないものと考えております。以上でございます。

堀井 勝議員 3回目で恐縮でございます。私の質問に対して、「説得を続けていく」と、こういうお話ですが、条例をつくってから、これを守らへん人を「説得していくんだ」というのであれば、もっともっと、周知期間を長くした方がいいのではないかというように思います。それから、何か「マニュアルをつくる」ということなんですが、どういうマニュアルをつくれるのかというように思います。

この種の問題で、市長にお尋ねするの、どうかと思うんですが、市長が提案されているわけですから、市長にお尋ねいたします。私は、50年来の愛煙家の一人で、一日に60本吸っています。したがって、毎日、枚方市に、198円のたばこ税を納めております。また、国・府、それから消費税を合わせますと、さらに毎日339円の税金も払ってます。したがって、たばこ吸引による税金は毎日537円払っていることになります。年間にしますと、枚方市に7万2,000円、国・府には19万6,000円、合わせて26万8,000円の税金を払っているわけです。税金は、吸わない人よりもたくさん払っておりますけれども、今日的時代ですから、できるだけ他人に御迷惑のかからないように、心がけているつもりです。

ところが、今月初めに、こういう条例が提案されることをお聞きをいたしまして、1週間、本当に悩みに悩んだ末、この9月11日から禁煙をしております。ただいまは、そういう意味で、頭の中はふらふらの状態でございます。私にそういう決断をさせてくれたのは、民主的な手法がとられなくて、非常に非民主的な方法でこの条例が施行されようとしていること。それから、すべて法律の網をかぶせれば、有無を言わず民衆を抑圧していくということ。こういう非人間的扱い、これは最大の侮辱であり、屈辱であります。こうしたことに、人間的さもしさを私は感じるわけですが、市長は、どのように感じられますか。

2点目は、私たちが今、現存する、この社会、また、これから目指そうとする社会、それは、住民の自治能力、いわゆる住民力が試される時代であると思います。それは地域に暮らす住民自らが、地域の課題を解決していく社会の確立であります。一つの行政区の内部に異なる意見を持つ市民同士が、ルールに従って会話ができ、お互いに納得し、合意を生み出す社会を確立しなければならないというように、私は思っています。したがって、これからの行政や、そこに働く職員の皆さんは、いかにして市民合意が図れるかを、まさに、コーディネーターとしての役割を果たしていくのが、市職員の役目ではないだろうかというように、私は思います。今回、この条例制定に向け、先ほど述べられたように、平成19年、昨年から取り組まれて、周知と合意が本当に図られているのか、時間的余裕も全然ないじゃないか、時期尚早ではないかと思うわけですが、市長は、それでも施行されますか、お尋ねをいたします。

最後になりましたが、この種の問題で、私は討論に立つのはどうかと思いますので、ここで述べておきますが、条例制定には反対をいたします。

竹内 脩市長 路上喫煙禁止に関する条例制定の件につきまして、堀井議員の方から、反対のお立場から御質問をいただきました。先ほど、高橋議員から御指摘いただきました、今回の条例は、市民の行動を規制するものであるという、そういうお

話でございましたけれども、もっと厳密に言いますれば、これは行動を規制するというよりは、むしろ対応を規制する。行動の対応を規制する内容ではないかなと思っております。すなわち、私ども、決して喫煙を排除しよう、あるいは、喫煙を禁止しようとする意図は毛頭ございません。あくまで路上、・・・の市域における公共空間において、歩きながらたばこを吸うのはやめてください。そしてまた、決められた、特に人通り場所については、立ち止まってでもやめてくださいとすることを市民の皆さん方にお伝えし、それを規制といいますか、そういうことを一定、条例により要請をしようという性格のものでございますので、決して、そののところに付きましては、私ども、たばこの喫煙そのものを排除しようという、そういうような立場ではないということを、改めて御理解を賜りたいと思います。

2番目の住民力のお話でございますが、私もまさに、その堀井議員おっしゃるように、私は成熟した社会というものは、公が、このようなこと、あるいは、このようなアクションを起こさなくても、そのことは当然、自らの手でもってなされるのが、それが本当に成熟した社会であろうと思っております。しかしながら、残念ながら、先ほど、私の個人的体験を申し上げました、このようなことでございますことでもございまして、なかなかそこまで成熟し切れていない。むしろ公が今回、条例を制定するという行為をとることによって、さらに市民の間の住民力を結集していただく、住民力を向上させていただく。そのような経緯にも、今回の取り組みというものは、私は大きな意味合いを持つものと思っております。

なお、たばこ税収の件につきましては、堀井議員におかれましては、どうぞそのように御遠慮なさらずに、今、申し上げましたようなことでございますので、どうぞ心おきなくたばこをたしなんでいただけるとと思う次第であります。

~~~~~  
平成20年第3回定例会 第1日(9月16日)

議案第13号「平成20年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第3号)」……4

### 第3回定例会

議案第13号「平成20年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第3号)」

堀井 勝議員 平成20年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第3号)について、若干の質問をさせていただきます。予算書122ページの環境美化推進事業費608万7,000円の具体的内容と、180ページの河川改修費で、700万円の排水路保守工事費が予算化されておりますが、これの具体的内容もお示しいただきたいと思えます。

先ほどお話がありました、基礎学力向上プロジェクト事業(放課後の自習教室制度)経費、これは全国の学力調査の結果、大阪府は不名誉な結果ということで、先日来、橋下知事も、いろんところで問題を醸し出しておられます。本市6月議会で、私は、学力向上のための、いわゆる「フォローアップ授業」をぜひお願いしたいと

いうことを申し上げておりました。今回導入いただきます「放課後自習教室」制度は、私の考えを100%満足させる制度ではありませんが、概ねお答えをいただいたと思っています。ぜひこれを大いに進めていただきますよう要望しておきます。

最後、208ページの学校給食の関係なんですが、直接、この予算とは関係ございませんけれども、今、大変問題になっている、いわゆる三笠フーズによる、農薬などで汚染された事故米が、学校給食であるとか、いろんなどころに出回っているというように、マスコミで報道されております。本市では、そういったことがないのかどうか、この点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

伊丹 均環境保全部長 環境美化費の内訳につきまして、御説明します。

先ほど、御可決いただきました、路上喫煙の制限に関する条例の施行に伴いまして、路面シンを添付、あるいは、制限区域の標識等の購入費、あるいは、横断幕等の、いわゆる啓発グッズの経費でございます。

池水秀行下水道部長 御質問をいただきました、河川維持費の排水管路等補修工事の内容について、お答えいたします。6月20日、8月6日の集中豪雨を受け、市内各地の河川、水路等の補修、並びに舗装の緊急工事を既決予算の中で実施したことにより、今年度事業の執行に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

木村和子教育委員会事務局管理部長 学校給食関係にいただきました事故米に関する質問について、お答え申し上げます。今、関係しておるお米につきましては、もち米を想定しておりまして、納入団体に対して調査するように求めています。

人見泰生市民病院事務局長 ただいま御質問いただきました事故米につきまして、市民病院の方で、患者への給食調理業務がございます。そこで、新聞報道されました当日、早速、調査をいたしまして、現在、調査した段階では、いわゆる三笠フーズからの給食調理用の米、もち米、あるいはその他の加工品等について、納入はございませんでした。

久野邦広健康部長 健康部が所管しております枚方市立の養護老人ホームの菊花寮、そして、市内の福祉関係施設に健康部が確認したところ、今のところ、そういう事故米を使っているということはないというように報告を受けております。

堀井 勝議員 それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。2回目の質問ですが、本市が設定している雨量整備計画では、平成8年度に降雨強度を、5年確率から10年確率にレベルアップされた。しかし、さる6月20日及び8月6日の本市北部地域及び市役所周辺と南部地域の集中豪雨は、この設定されている数値をはるかに上回り、床下や床上浸水で、市民の皆さんに大変な被害と、数多くの御迷惑をおかけしたところでございます。その後の各地の集中豪雨では、愛知県岡崎市のように、146ミリであったと言われております。本市の集中豪雨は、幸いにも、それほどにならなかったものの、いつ発生するやもわかりません。本市にあった2回の集中豪雨が局部的でなくて、全市的にあったと仮定すれば、どれほどの浸水被害が出ているのか、予測されているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、これらの集中豪雨では、市民安全部長を中心に危機管理室の皆さんを初め、

この災害対策に懸命に御尽力されました職員の皆さん、そして、理事者の皆様には、本当に御苦労さまでございました。改めてお礼を申し上げます。本市観測史上最大を記録した集中豪雨でありましたが、幸いにして限定的、局地的であったことから、机上のマニュアルは現実の対策に役だったかどうか、2回も検証することができたと思います。そうした意味で、生きた訓練は、何ものにもかえがたい貴重な経験を得られたと思います。そうした経験こそが、次なる備えになることは間違いなしと確信をいたしております。

先日、総務委員協議会に危機管理体制の強化策を御提示されました。これも2回の貴重な経験の総括に基づいて出されたものと思います。情報の共有化、電話回線の拡大、自主防災組織や校区コミュニティ協議会などを通じた、被害状況の把握の検討などでございますが、具体の例はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

池水秀行下水道部長 下水道部にいただきました浸水被害に関する御質問に、お答えいたします。今回の局地的な集中豪雨につきましては、6月は中部から北部地域、8月は中部から南部地域と、限られた地域での降雨でありました。しかも、8月の豪雨につきましては、本市観測史上最大の、時間89ミリと、予測を超える激しい雨が局地的に降ったものでございます。これに対応する雨水整備は、10年確率の降雨強度、1時間にいたしますと54.4ミリにレベルアップし、整備を進めている現状では、大変厳しいものであると考えております。御質問の全市的な豪雨があったと仮定した場合、今回と同様に、地形の低い箇所や排水施設の弱い箇所で、多くの被害が発生するものと考えております。

奥西正博市民安全部長 市民安全部にいただきました危機管理体制の強化策に関する質問に、お答えします。まず、消防指令情報の共有化ですが、消防本部に通報された休日、夜間における災害発生情報を、直接、市民安全部、私以下5人の職員に一斉メール配信する手段を追加するとともに、災害警戒本部を設置した段階から消防本部に連絡員の派遣を要請し、連携強化策を図ることとしました。

次に、時間外受付電話体制の拡大ですが、休日、夜間の回線数を5回線から10回線に拡大するとともに、下水道部では、当面、大雨洪水注意報が発令された時点で指定された職員が参集し、市民からの通報等に対応する体制を確立しております。

次に、被害状況の全体像を早期に把握し、適切な応急対策の実施につなげるための方策を校区コミュニティ協議会や、自主防災組織の役員の皆さんと協議していきたいと考えております。また、災害対策本部体制の強化として、災害警戒本部体制の強化を図り、災害警戒本部や災害対策本部を解散した後も、引き続き関係部署で、事後対応に当たる指揮命令系統を備えた、新たな体制を構築するものです。よろしくお願ひいたします。

堀井 勝議員 3回目で恐縮でございます。市長にお尋ねをしたいと思うんですが、今日の集中豪雨は、全国各地で発生しておりますし、いつ枚方で発生しても決して不思議ではありません。それだけに、先日の教訓をもとに、一刻も早く多角的調査を進め、対策を考え、計画を立てて、実行していかなければ、単に天災に終わるこ

となく、天災プラス人災ということで、市長の責任が問われるように思う次第でございます。したがって、竹内市長は、どのようなお取り組みを進めようかとされているか、お尋ねをいたします。

次に、今回の集中豪雨で、個人の力では避けることができず、やむなく浸水被害に遭遇された地域や、そこに居住されている市民の方々は、互いに力を合わせて、その対策や復旧にも全力で取り組まれたとお聞きをしております。中でも、それぞれの校区コミュニティ協議会や自主防災組織の方々は、被害に遭われた方々への支援に大変御尽力をされたということもお聞きしております。このように、両組織の方々は、今回のような集中豪雨はもちろんのこと、地震などの大規模災害に備え、日夜、地域の安全・安心を強めるために、大変な御苦労と御活躍をいただいております。本市は常々、地域の窓口は校区コミュニティ協議会だと申されております。私の6月議会の一般質問でも、「校区コミュニティ協議会、自主防災会は、まちづくりを進める上で、行政とは密接な関連を必要とするパートナーであり、行政とは欠くことのできない関係であると考えています」という、答弁がされています。しかし、現状を見ますと、いずれの組織も、パートナーに値するほどの処遇は皆無であります。両組織が共同で使用できる事務所もありません。もちろん電話もありません。あるのは両組織の会長宅が事務所であり、会長宅電話が連絡先であります。したがって、活動経費は、会長初め役員の皆さんが自腹で地域の安全、安心のための活動をしていただいているところでございます。

中でも、特に自主防災組織の補助は、年間たったの3万円であります。にもかかわらず、今回の危機管理体制強化策では、今、市民安全部長の答弁にありましたように、「これらも協力を求め、協議をしていきたい」と申されております。市長、本当にこれでいいとお考えですか。この課題は、今に始まったことでなくて、以前から多くの議員からも述べられている課題であります。しかし、竹内市長が今日までとられている態度は、そうした市民活動家や議員の声をお聞きになられるどころか、この4月からサンプラザ3号館410号室を、庁舎事務室として年間3,800万円もの血税を使って、自分たちにとって必要な経費だけは、いとも簡単に、事前に、何の相談もなく予算化し、それを執行されています。年間3,800万円もあれば、45小学校均等割にすれば、1校区84万円にもなります。地域住民の活動拠点として、安上がりの事務所やパソコンや、そして、多彩な活動はしていただけるというように思いますが、市長は、何故そういう援助をされようとしないのでか、お尋ねをいたします。

竹内 脩市長 今回のように予測を超える局地的な集中豪雨に対応することは、非常に厳しいものがあると考えております。雨水整備を進めるについては、現計画であります10年確率の降雨強度、1時間当たり54.4ミリ対応で、引き続き着実に進めるとともに、浸水被害の軽減に向けた整備に努めていきたいと考えております。

また、今回の集中豪雨の際は、多くの地域で校区コミュニティ協議会や、自主防災組織の役員の皆さんは、地域での応急復旧等に御協力いただき、大変感謝いたしております。いつ襲ってくるかわからない大規模災害に対し、安心、安全なまちづ

くりを推進するためには、本市初め防災に携わる行政の対応とともに、校区コミュニティ協議会や、自主防災組織などの地域住民の自主的活動が重要であると認識しております。これら団体への支援につきましては、地域の主体性、創意性、自発性を尊重しながら、一層の活性化を図れる支援策を引き続き検討してまいります。



（1）談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について

以下の手順で案件1「談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について」の資料が確認できます。

1. 枚方市ホームページ <http://city.hirakata.osaka.jp>
2. 検索 を入力検索
3. をクリック
4. をクリック
5. をクリック
6. をクリック

（2）「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について

枚方市役所別館1階南玄関近くの行政資料コーナーに配架しています

（3）新病院の整備について

以下の手順で案件3「新病院の整備について」の資料が確認できます。

1. 枚方市ホームページ <http://city.hirakata.osaka.jp>
2. 検索 を入力検索
3. をクリック
4. をクリック  
をクリック

## 全員協議会

- ( 1 ) 談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について
- ( 2 ) 「仮称第 2 清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について
- ( 3 ) 新病院の整備について

堀井 勝議員 民主市民議員団を代表させていただきます。全員協議会にお示しの 3 つの案件について、順次質問をさせていただきます。

既に、5 名の方々から御質問されておりますので、できるだけ重複しないようにしたいと思いますが、もし重複するところがありましたら、失礼をおわびしたいと思います。

まず最初に、談合防止対策の構築に向けた取り組みについて、3 点お尋ねをいたします。

1 つは、談合防止や入札の公平性、競争性、透明性を高める観点から、総合評価方式について研究、検討を行うと、こうなっているわけですが、結論はいつごろ出されるつもりか、お尋ねをいたします。

次に、さきの第 2 清掃工場談合事件の際に、入札監視委員会がその責務を果たしていないというような報道がされたと思うんですが、どのような改善がなされたのかということをお尋ねいたします。

3 点目は、審議会の原則公開及び会議録の全面公開をどのように保証されるかについて、お尋ねをいたします。

次に、「仮称第 2 清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について、まず、調査経過中の平成 19 年 11 月 28 日送付された調査文書の内容及び出された部署はどこか。

2 点目は、また、その回答を受け取った部署及びその内容を行政内部でどのように取り扱われたのか。

3 点目は、平成 20 年 4 月 8 日、平成 19 年 11 月 15 日付本市代表監査委員職務代理者の調査に対する回答との相違点の有無について、平成 20 年 3 月 26 日付再調査文書に対する相違点はない旨の文書回答を受け取ったとありますが、本市はこの回答内容を納得していたのかどうか等々について、お伺いいたします。

4 点目は、一連の調査経過を顧みますと、本市は、2004 年 5 月の設計業務の入札以来、本年 6・7 月刑事確定訴訟記録写しが判明するまでの間、株式会社石本建築事務所にだまされ続けてきたということになると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

次に、資料 1 の上申書を読ませていただいての質問でございますが、上申書には、「貴市の事前承諾を受けることなく、工事関係者に対し、本契約 5 条等に定める成果物等に関するデータを提供した」とありますが、この時点で、石本建設事務所が申し出ていれば、本市は入札前であっても、関係工事者に設計資料の提供を承諾することがあるのかどうか、お伺いいたします。

2 つ目は、石本建設事務所は、大林組ほかの第三者に受託業務の一部を下請させ

た。これは、去る13日の読売新聞の夕刊の報道によりますと、そういうことを認めています。本市はそのことを確認されていたかどうか、お伺いをいたします。この時点です。よ。

また、この調査に関し、本市の石本建築事務所への事前聴取は内容も含めて適切であったと思われるかどうか、お伺いをいたします。

次に、新病院の整備についてでございますが、現在、全国の自治体病院の約74%が赤字経営と言われております。去る8月22日、千葉県銚子市立総合病院でも、医師不足と18億円強の累積赤字のために休止をされたという報道がされております。

本市では、幸いなことに、病院管理者、それから病院長の病院経営に係る執拗なまでの執念と、医師、看護師、そして事務局の皆さんの頑張り、で、全国の自治体病院の中であって、数少ない黒字経営を続けてくださっています。御尽力くださっている皆様に、この場から厚く御礼を申し上げます。

さて、こうした中で、多くの市民の御要望にこたえて、新病院の建設計画の御提案をいただいておりますが、私は3点について、質問をさせていただきます。

まず1点目は、災害時の医療拠点を目指してどのような整備を考えておられるか。

2点目は、北河内唯一の公的病院ということで、小児医療、産科医療の充実をどのように進めようとされているか。

3点目は、整備実施計画はコンサルティング株式会社に委託されておりますが、けさから議論をいたしております東部清掃工場の建設工事等にかかわる石本建築事務所と大林組との関係に類するような事態が断じて起こらないための保証をどう確立されるのか。

この3点についてお伺いし、第1回目の質問を終わります。

横田 進財務部長 財務部にいただきました御質問に、順次お答えをさせていただきます。

総合評価方式の研究・検討の結論の時期等についての御質問ですが、総合評価方式につきましては、引き続き庁内の検討会議で協議を行ってまいります。現在のところ、平成21年度に向け幾つかの工事について、国土交通省のガイドラインやモデルを参考にするなどし、試行的に実施をしてみたいと考えております。試行実施後につきましては、継続的に検証、評価をし、必要な見直しを行ってまいります。

それから、次に、入札監視委員会の業務の改善等についてですが、入札監視委員会会議では、契約後の入札及び契約手続状況の審査だけでなく、他市においても例の少ない談合情報に関する審査、大規模工事の入札方法などに関する意見などもいただいております。入札契約制度に対する助言や競争性を高める観点から、活発な意見をちょうだいし、十分な職責を果たしていただいているところでございます。

また、今回の改善点といたしましては、請負工事についての審査対象の範囲を、これまでの3,000万円以上から250万円以上に拡大し、より広範囲な審査を実施するとともに、監視員の氏名や議事内容の公表にも取り組んでまいります。

次に、調査の経過ということで、平成19年11月28日に捜査していただいた調査文書の内容及び出した部署という御質問でございますが、当該工場建設工事に絡む談合事件の公判において、大林組元顧問山本正明被告が、検察尋問の中で、石本建築事務所に接触し、図面の入手、作成等の手伝いをしたとの供述があることから、このような事実があるかどうかの質問文書を総合契約検査室において作成し、送付をいたしました。

回答文書につきましては、総合契約検査室で収受しました。内容としましては、大林組から本件の業務を特定しての協力は受けておらず、秘密の保持に違反行為は行っていませんというものでございました。この回答については、行政内部で情報の共有を行っています。

その後、監査への調査に対する回答の相違点等についての質問ですが、この時点の調査に関する回答内容は、表現の違いがあっても、回答の趣旨には差異はないと判断をしております。

次に、一連の調査経過を顧みたときの、いわゆる判明するまでの間の石本のいわゆる回答内容についてですけれども、石本建築事務所に対しましては、今回のことが判明するまで2回にわたり調査を行った結果、契約違反と断定する判断には至りませんでした。しかし、刑事確定訴訟記録に基づき調査をした結果、契約違反を認めたものでございます。

次に、関係工事者に対する設計資料の提供を承諾することがあるのかどうかという御質問には、後ほど公共施設部の方からお答えをさせていただきたいと思います。

それから、次に、新聞報道等についての御質問でございますが、住民訴訟を前提として入手した刑事確定訴訟記録であり、その取り扱いについては慎重を期す必要があります。今回の調査は契約違反に関するもので、守秘義務違反及び承諾なく第三者に業務の一部を委託させたなどについては確認を行いました。その他の事項については、承知しておりませんが、今回の調査に関しましては、適切な内容であったと考えております。

長沢秀光総務部長 続きまして、総務部の方から審議会等につきまして、お答えいたします。

これまでから、審議会等につきましては原則公開としてまいりました。その会議の中で取り扱われる内容が、当該会議において枚方市情報公開条例第6条の規定に該当する情報に関する審議を行う場合、もう一つが、会議を公開することにより公正、円滑な審議が著しく阻害され当該会議の目的が達成できないと認められる場合、こういった場合には、1回目の会議の際に非公開とされてきたところであり、今後もこの対応が変わるところはございません。

会議録につきましては、今回の見直しで、発言内容について筆記し、会議録として作成すると整理をいたしました。その上で、会議録の記載内容を平準化するために、法制室が関与する仕組みを導入しておりますので、ここで形式等につきましてチェックが入ることとなります。

この作成されました会議録を公開するに当たりましては、枚方市情報公開条例に

基づいて非公開条項の有無等を精査した上で、全部公開となるのか、部分公開となるのか、また非公開となるのかが判断されることとなります。

このような客観的な立場としての法制室のチェック、関与、それと条例の遵守により、今回の取り組みの趣旨の担保、保証につながるものと考えております。

寺農 齊公共施設部長 公共施設部から、順次お答えします。

まず、再委託に関する質問でございます。建築設計につきましては、多くは構造設計から意匠設計に至る分野にそれぞれ専門的な要素が含まれており、必要に応じて多くの専門業者からの資料提供や技術的な聴取を行っております。そういうことで完了します。例えば建具工事、家具工事などの工種ごとに図面を提供し、協力を求めていることはあります。

今回の場合においては、成果物を提供したものではありません。また、事前であっても同様でございます。

次に、病院に関する災害時の医療拠点を目指し、どのような整備にするのかということですが、新病院の災害時における医療機能の整備について、お答えします。

昨年策定した新病院整備計画におきましては、整備の基本方針の中で新病院の取り組みとして、枚方市の災害医療センターとして、災害に即応できる体制を確保し、市民の安全を守りますとしています。

さらに、災害医療センターの役割として、市の医療拠点としての患者の受け入れ及び災害拠点病院等と連携した患者の受け入れに係る地域の医療機関の調整としていきます。

この役割に対応するため、災害現場等から搬送された患者の受け入れのために必要となるスペースとし、講堂やリハビリ室等を活用できるよう整備するとともに、免震構造の採用や自家発電設備の設置など、災害時における病院機能維持のための機能整備を行うものとして、具体的な内容を、現在進めている整備実施計画において検討しているところです。

次に、整備計画は、コンサルティングに委託していると、今回のような事態が断じて起こらないための保証をどう確立するかでございます。

今回発注の業務は、設計業務ではありませんので、御指摘の内容は当てはまるとは考えておりません。御指摘の内容については、今後、気を付けながら業務を進めてまいります。

人見泰生市民病院事務局長 小児医療、産科医療の充実について、お答えいたします。

現在、全国的に小児科や産婦人科の医師、特に病院勤務の医師が不足している状況にあります。

市民病院では、大阪医科大学を初め地域の医師会や関西医科大学附属病院の協力を得まして、24時間365日の体制で小児救急患者を受け入れています。

新病院整備計画では、市民病院の特色としまして、小児医療センターを掲げており、引き続き子どもを安心して産み育てられる環境の整備に努めていきたいと考えております。

次に、産婦人科医療の充実についてでございますが、本市には、三次医療を担う総合周産期母子医療センターとして関西医科大学附属枚方病院が存在していますが、一方、二次医療を担う機能が欠けております。

新病院では、この二次医療を担う地域周産期母子医療センターレベルの機能を整備しまして、この地域におきます地域の産婦人科医や大学病院との適切な役割分担を図ることで、地域で安心してお産ができる体制を確保していきたいと考えています。

堀井 勝議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

一番最初の談合防止対策の構築に向けた取り組みについてですが、今、「総合評価方式を検討・研究をしている」と、こういうように改善のところに書かれてあるわけですが、私は、総合評価方式というのが一番多面的に見られていいんじゃないかというように思います。これからいろんな事業、工事に取り組みまれると思いますが、できるだけこれを進めていかれ、積み重ねていかれるよう、要望にとどめておきます。

2つ目の入札監視委員さんの責任を果たしてなかったんでないか？という新聞報道が正しいと、私は思います。監視委員さんがすごくようやっていたいているようなお褒めの答弁であったと思いますが、もしそれであれば、恐らくあの第2清掃工場の談合問題もある程度は話題になっていたというように思うわけです。言い方は悪いですけど、本当に素通りをしていったような感じですから、何ら問題になってない、その辺の取り組みをこれから、契約金額や、そして監視委員の氏名や議事の内容を公表すると、こういうように先ほど御答弁いただきました。ぜひこれからの議会に提案される場合には、そういったことを添付して報告をいただきたい。これも要望にとどめておきます。

それから、審議会の原則公開及び会議録の全面公開をどうしていくか、これは、情報公開条例に基づいて行うというように述べられましたが、今の時代ですから、どんどん情報公開を進めていくということが重要であると思います。わずかな人間がいろんな情報を持っていることによって、そこに、お砂糖にアリが群がるように、いろんな業者の方々が群がってくるわけで、情報を多くの皆さんが共有することが、いろんな事件、事故を防ぐ意味ではいいんじゃないかというように私は思います。したがって、情報の共有化と情報公開をもっと進めていただくように、強く要望をしておきます。

それから、先ほど石本の問題で、私は2004年5月から石本にだまされてきたんと違うかという、大変言い方悪いですけど、そんな質問をさせていただいて、これはお答えになっておらない。何か、契約違反と断定する判断には至りませんでしたという答弁なんですけどね、簡単に言えば、行政はだまされ続けてきたというように私は思うんです。行政の方、お役人、また官僚の皆さんは、自分たちの間違いを絶対認めない、これは一貫して国の官僚から地方行政に至るまで、自分たちの間違いを間違いでしたということを絶対認めない。だから今日本の国がこういう状況になっているわけです。やっぱり人間ですから、やったことに間違いがあれば、「こ

れは間違いでした」「改めて取り組みます」という謙虚な気持ちがないと、この世の中全体がダメになるというように思うわけです。

特に、市長さんにおかれては、35年間、大阪府庁の天皇のような立場で君臨されてこられた方ですから、そういうことは全身身に付いていると思うんです。だから、もっと市長さんは謙虚にやっていただきたいと。これはもう注文しておきます。

それから、この第2清掃工場の委託契約の問題で、先日の新聞を見ますと、石本建築の後ろで大林が1,700万円ほどの設計をお手伝いしましょうとかというような甘い言葉を言いながら、その設計の図面を手に入れて、後ろであやつっていたとかいうように私は思うんですけども、そういう図面が入手されることによって、工事の入札等も自由にやっていけるんじゃないかというように私は予測をします。

そういう意味で、第2清掃工場の大林組はすべて意のままに枚方市を動かしてきたと言うても間違いなく、枚方市はうまく利用されてきたんじゃないかというように思います。

それとまた、石本建築事務所、大林組、両方ともが手助けをしているという、そういう関係だと思んですが、そういう意味では、補助的役割を果たしている市、こういったことを考えますと、この行為は談合幫助に値するんじゃないかというように思うわけですが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

最後になりますが、市長にお尋ねをいたします。一連のこの事件で本市がこうむった被害は、市の名誉も含めて大変大きなものがあると思います。失った行政への市民の信頼回復をどのように果たされるのか。

また、今申し上げましたように、これまで取り組んでこられて、どういう反省の上に、これからの取り組みをしていこうとされるのか、お尋ねをいたします。

市民病院の関係ですが、今言われたように、いろんな意味で北河内の公的病院、拠点病院として市民初めこの広域の市民の皆さんの期待にこたえられるような立派な病院をぜひ建設をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

ただ、部長からお答えありましたように、コンサルティングですから、石本建築事務所と大林組との関係みたいなことはありまへんと、こういうことなんですが、これは僕は甘いと思います。雨が降ったらその雨が地下に浸透していくがごとく、コンサルティング会社であっても設計事務所であっても、その情報はいっぱい流れていき、談合につながっていくわけですから、この点を十分注意していただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

横田 進財務部長 大林組と石本建築事務所に関する御質問にお答えをいたします。

御質問の大林組と石本建築事務所との御指摘のような関係につきましては、承知をいたしておりません。

談合の補助的役割を果たしたか否かについては、石本建築事務所は否定をしております。談合幫助につきましては、司法の判断にゆだねるべきであると考えております。

○竹内 脩市長 昨年、本市が発注しました東部清掃工場の工事を巡りまして、談合事件に、本市がその渦中にあったわけでありまして、半年間にわたりこのことが大

きく報道される、その中におりまして、本市の名誉あるいは本市民が非常に大きな精神的なダメージを受けたということは、私も一市民として、そこのところは強く感じているところであります。

私としましては、この件につきましては、一日も早く、この事件が、談合というのは、ルールの中でも述べられておりますが、あくまで業者側の者が行う犯罪であるわけでありまして。犯罪行為として、市が犯罪の当事者であるわけではありません。あくまでも犯罪の当事者は相手方でありまして。それに対し、市の関係者がかかわったかどうか、かかわったとすれば、官製談合という判断になるし、かかわらなければ通常といいますか、そうではない談合であるということになると思います。

そういう意味におきまして、どちらにしても、枚方市という立場からすれば、いずれにしても単なる談合であり、官製談合であれば、枚方市が大きな被害者であるわけですから。そういうことでもありますので、あと市政を担当させていただいた私としては、少なくとも市役所の内部において、相手側のその行為に対し、本市として、市役所として、やるべきことを精いっぱいやらなければならない。そのような思いで談合防止の対策を取りまとめさせていただきました。その取りまとめさせていただいた内容を着実に実施することによって、本市の工事発注業務を中心としまして、市政に対する市民の信頼回復に取り組んでいきたいと考えております。